

達 示 第 1 0 号

平成25年5月28日

宮城刑務所長 浅 野 広 行

死刑確定者処遇規程の制定について

標記について、別紙のとおり定め、本年6月3日から施行する。

なお、平成21年3月24日付け達示第3号「死刑確定者処遇規程の制定について」は廃止する。

別紙

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者（以下「確定者」という。）について、収容の確保と心情の安定を図り、その状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

(処遇の態様)

第2条 確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2 確定者の居室は、単独室とし、おおむ XXXXXXXXXX 居室を変更するものとする。

(動作時限)

第3条 確定者の動作時限は、未決拘禁者の動作時限に準ずるものとする。

(収容の確保等)

第4条 確定者の収容の確保を期するため、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 動静視察並びに身体、着衣、所持品及び居室の検査は、頻繁かつ綿密に行い、逃走、自殺等の事故防止に努めること。
- (2) 居室の開扉及び居室外への連行の場合は、逃走、自殺、暴行等の事故防止に必要な職員を付すること。
- (3) 夜間（夕点検後から朝点検までの間）及び休日等に、診察、調査等により居室外に連行する場合は、監督当直者にその旨報告して指示を受けること。ただし、急を要する場合で監督当直者の指示を受けるいとまがない場合は XXXXXXXXXX の職員が立会の上、居室を開扉し、適宜の措置を執ること。

(余暇活動の援助等)

第5条 確定者には、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じおそれがない限り、自己契約作業、知的、教育的及び娯乐的活動その他の余暇時間帯（食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。）における活動について、援助を与えるものとする。

2 確定者の精神的苦痛を除去し、内面生活を充実させるため、希望者に対して必要に応じて、次のものを室内において所持又は使用することを認めることができる。

(1) 生花・花瓶

自弁購入品に限り認め、その都度、個別に審査する。

(2) 書道、仏画、墨画及び風景画等の用具

自弁購入品に限り認め、その都度、個別に審査する。ただし、書道用具、絵の具その他自弁品目に含まれない用具については、その都度、心情安定

の観点等から個別に審査して許否を決定する。

(3) 娯楽等の用具

ア 将棋の駒，将棋板（板目紙）及び駒の収納容器を貸与することができる。

イ 碁石，基盤（板目紙）及び碁石の収納容器を貸与することができる。

3 余暇活動の援助を行うに際し，貸与物品がある場合には，6か月ごとに更新の手続きを行わせるとともに，更新時には，貸与物品を返戻させて検査等必要な措置を行うものとする。

4 心情の安定に資するため，希望者には，居室内において映画等のビデオ又はテレビを視聴させることができる。

なお，視聴内容，視聴回数等については，その都度，計画するものとする。

5 その他確定者の余暇活動等心情安定に資するために有益を認められるものがあるときは，審査の上，決裁を受けるものとする。

(自弁の物品の使用等)

第6条 確定者が自弁できる物品の使用，購入手続等については，未決拘禁者に準ずるものとする。

(差入れ)

第7条 確定者に差し入れられた金品等の取扱いについては，別に定めるところによる。

(他の者への交付)

第8条 確定者が，保管私物又は領置されている金品等について，他の者への交付（宅下げ）を申請した場合には，原則として，その者との外部交通が許可されているときに限り，これを許すものとする。

(洗濯)

第9条 確定者の洗濯については，未決拘禁者に準ずるものとする。

(理髪)

第10条 確定者の理髪については，未決拘禁者に準ずるものとする。

(入浴)

第11条 確定者の入浴については，入浴場において単独で実施し，入浴回数及び入浴時間は，未決拘禁者に準ずるものとする。ただし，ひげそりについては，室内において電気かみそりを使用させ，自弁できない場合には貸与するものとする。

(運動)

第12条 確定者の運動については，別に定めるところによる。

(宗教教誨)

第13条 宗教教誨は，教誨室等指定した場所において，教誨師により個別に行う。

(礼拝用具等)

第 14 条 確定者には、数珠、ロザリオ等信仰上必要と認められるものについて、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じるおそれがない範囲で、所持又は使用を許可することができる。

(書籍等)

第 15 条 確定者が自弁できる書籍、新聞紙等の購入手続及び居室内における所持冊数については、未決拘禁者に準ずるものとする。ただし、心情安定のため必要と認められる場合は、審査して許否を決定する。

(外部交通)

第 16 条 確定者の外部交通については、別に定めるところによる。

(その他)

第 17 条 この達示に定めのない事項で、関係法令、他の規程等に特に定めがない場合には、その性質に反しない限り、未決拘禁者と同様の取扱いとする。